



お お と り ち ゅ う が っ こ う だ よ

大鳥中学校便り 第五号

学校教育目標 ~豊かな心を育み、社会とのかかわりを大切に~

横浜市立大鳥中学校

〇感じる心(徳) 〇考える力(知・体) 〇行動する鳥中生(公・開)

校長 新庄 広

本牧地域の皆様に見守られながら生徒たちは成長しています！

大鳥中学校の人権を守る取り組み

みんなが笑顔！気づきあえる大鳥中

学校教育目標

~豊かな心を育み、社会との関わりを大切に~

- 〇 感じる心(徳)
- 〇 考える力(知・体)
- 〇 行動する鳥中生(公・開)

生徒指導目標

- ① 生徒が明るく安心して過ごすことができる学校を目指す。(いじめと暴力は許さない！)
- ② 生徒一人ひとりを理解し、ふれあいを大切に信頼関係のもとに、社会生活に適応できる人間性豊かな生徒の育成を目指す。
- ③ 「自ら考え、正しく判断できる」生徒を育てる。

<教職員全員>

【いじめ防止対策委員会】
管理職、学年主任、教務
生徒指導部、養護教諭

<生徒全員>

【拡大評議会】
生徒会本部、学級委員
各種委員会委員長

<保護者・地域>

学校運営協議会
大鳥中学校PTA

<関係機関>

教育委員会事務局
警察、児童相談所
スクールカウンセラー
S C
スクールソーシャルワーカー
S S W など

【基盤となる法律など】

日本国憲法・教育基本法・いじめ防止対策推進法・横浜市いじめ防止基本方針

「大鳥中学校いじめ防止基本方針」から 大鳥中学校生徒指導目標

夏休みが終わりました。この長期休みの間、生徒たちは本牧地域の方々の温かな眼差しに守られながら安全に過ごし、沢山の経験をし、大きく成長しました。今回の学校便りでは、生徒たちの人権を守るため大鳥中学校で日々取り組んでいることを紹介します。

(この内容は7月28日(木)に行われた「令和4年度 大鳥・本牧中学校合同地区懇談会」の基調講演から抜粋しています)

横浜市の公立学校はすべての学校が「いじめ防止基本方針」を策定し、毎年見直しを図りながら児童生徒たちの人権を守っています。各校の「いじめ防止基本方針」の基本的な考え方は、「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号) *以下、法」に示されており、その法律を基本として作成

された「横浜市いじめ防止基本方針（平成25年12月、平成29年10月改定）」に基本理念が書かれています。

法の第2条に「いじめの定義」があります。

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

相手を「いじめ」ようと意図せず行った行為も、相手が「心身の苦痛を感じ」れば、「いじめ」にあたるということです。「いじめ」という行為を非常に大きくとらえています。なぜでしょうか？

その答えは、同法の第1条（目的）に書かれています。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（…略…）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

つまり、どんな理由であれ、「心身に苦痛を感じ」た児童生徒は、心が傷ついた故に授業等で自由闊達な行動や発言がしにくくなり、その児童生徒が本来持つ明るさが失われてゆき、人格が変わりゆき、ときには心を病んでいたり、命を危険にさらすこともあるため、国や地方公共団体の責任の下、児童生徒が「心身に苦痛を感じ」ることなく、安心して生活ができるよう、ありとあらゆる努力を続けなくてはならない、ということです。

大鳥中学校は、この法の目的を大切にし「大鳥中学校いじめ防止基本方針」を教職員全員で遵守し、教育にあたっています。そして、その努力を続け、本牧地区の新しい歴史を作っていく若い力の個性をさらに伸ばしていきます。

7・8月に行われた行事から

○第1回中区中学校個別支援学級交流会 7月13日（水）

11月2日（水）、3日（祝）に野島・八景島で行われる「中区中学校合同宿泊」に向け交流会が横浜市立港中学校で行われました。当日は、他校の生徒と親睦を深めるなど宿泊に向けたグループ分けが発表され、リーダー等の役割を決めました。交流会はあと2回企画されており、自主的な活動ができるよう地道に準備を進めていきます。



○中区開催「横浜子ども会議」中区役所701・702会議室 8月30日（火）



「横浜子ども会議」は平成25年度から始まりました。アピール文「想～相手と心から向き合おう～」を採択し、いじめを許さない社会を作るために大切なことを学校の枠を超えて話し合います。この会議は横浜市内全ての区で行われています。大鳥中学校からは2名の生徒会役員が出席し、司会という大役を立派に務めるとともに、活発な討議を行いました。内容は出席者が各学校に戻り児童生徒に伝え、実践していきます。

